

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例)
第二十九条 特定介護予防サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者に係る第九十七条の三の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは、「四月から七月まで」とする。

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の特例)

第三十条 指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう)を受ける日の属する月が平成二十七年七月である施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者に係る第七十二条の二において準用する第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

第三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例)

第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(診療放射線技師法施行規則の一部改正)

第四条 診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務等

第三章中第十六条の前に次の一条を加える。

(法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査)

第十五条の二 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。)とする。

(老人福祉法施行規則の一部改正)

第五条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第三項第三号」を「第二条第四項第三号」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百七条第七十五号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第七十六号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条」に改める。

第七百十二条第二十六号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十一条第一項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十三条第一項」に改め、同条第二十七号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条」に改める。

(介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第七十二条の二の規定」の下に「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第七十一号)による改正後の介護保険法施行規則附則第三十条の規定」を、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」との下に、「附則第三十条中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス(法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。)又は指定介護福祉施設サービス()」を加える。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。附則第五条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の一部改正)

第九条 次に掲げる省令の規定中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第二百三十二号)附則第一条

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第二十二号)附則第一条

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(改正法附則第十三条ただし書の規定による別段の申出)

第二条 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者」という。)であって、同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は同条第七項に規定する介護予防通所介護を行うものに係る地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「改正法」という。)附則第十三条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該申出に係る指定介護予防サービスを利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。)に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

二 改正法附則第十三条本文に係る指定を不要とする旨

2 指定都市又は中核市の区域に所在する事業所に係る申出をする場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定都市又は中核市の長」とする。